主な変更点一覧

頁	前回計画書（第３回会議時に配布したもの）	頁	今回修正版（今回の会議（第４回会議）で配布したもの）	変更理由
全般	など	全般	等	・表記を「等」に統一しました。
全般	全て	全般	すべて	・表記を「すべて」に統一しました。
2	図表の内容 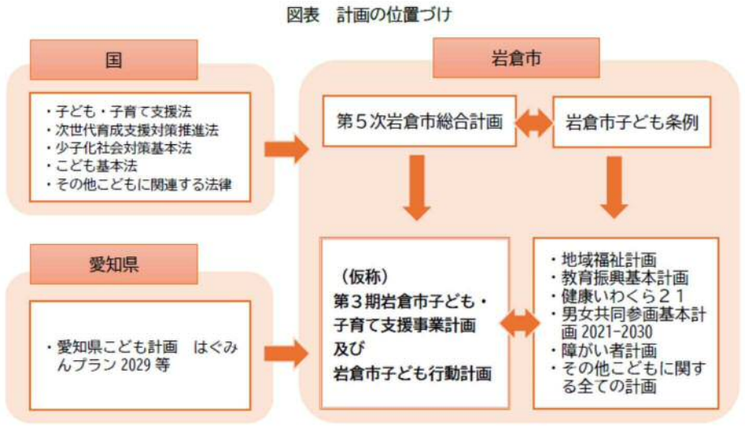 	2	図表の内容 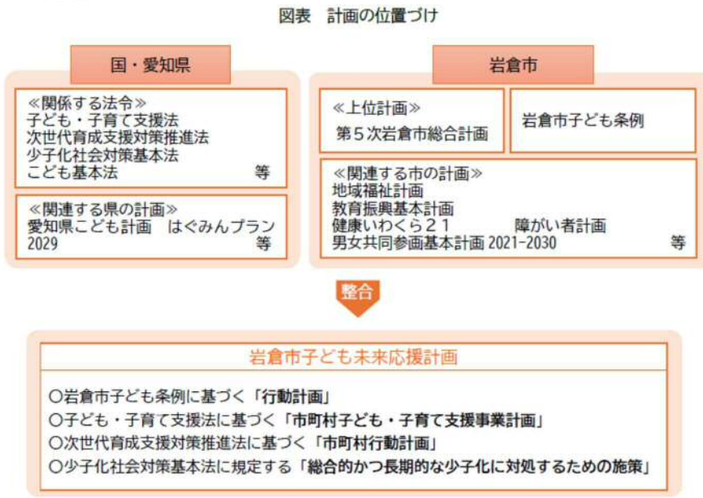 	・整合を図った上位計画や、法令・愛知県計画との関係性をより分かりやすくするため、図表の作りを修正しました。
2	３　計画の対象 　岩倉市子ども条例及び子ども・子育て支援法では、子どもを 18 歳未満の者としています。 　本計画は、主に、妊産婦と０歳から 18 歳未満までの子ども及びその家庭を対象とします。ただし、施策によっては 18 歳以上__を対象として含みます。	2	３　計画の対象 　岩倉市子ども条例では子どもを 18 歳未満の者と、子ども・子育て支援法では子どもを 18 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある者（以下「18 歳までの子ども」という。）としています。 　本計画は、主に、妊産婦と 18 歳までの子ども及びその家庭を対象とします。ただし、施策によっては 18 歳以上の者を対象として含みます。	・子ども・子育て支援法における「子ども」の定義が「18 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある者」であり、「18 歳未満の者」と表記すると対象が異なってしまうため、正しい表記の修正しました。 ・また、計画の対象も、「18 歳未満までの子ども」から「18 歳までの子ども」に修正しました。
５	ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の推進	５	ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の推進	
3	持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ：Sustainable Development Goals）とは、2015 年９月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択されました。2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、17 のゴール・169 のターゲットから構成されています。すべての人が、それぞれの立場から目標達成のために行動することが求められており、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指しています。 　本計画の施策を実行することは、ＳＤＧｓの達成にもつながります。ＳＤＧｓの 17 のゴールのうち、「目標１：貧困をなくそう」、「目標２：飢餓をゼロに」、「目標３：すべての人に健康と福祉を」、「目標４：質の高い教育を__」、「目標５：ジェンダー平等を実現しよう」、「目標８：働きがいも経済成長も」、「目標 10：人や国の不平等をなくそう」、「目標 11：住み続けられるまちづくりを」、「目標 16：平和と公正をすべての人に」、「目標 17：パートナーシップで目標を達成しよう」については、本計画と非常に密接にかかわっています。	3	ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）とは、2015 年９月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であり、17 のゴール・169 のターゲットから構成されています。すべての人が、それぞれの立場から目標達成のために行動することが求められており、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指しています。 　本計画の施策を実行することは、ＳＤＧｓの達成にもつながります。ＳＤＧｓの 17 のゴールのうち、「目標１：貧困をなくそう」、「目標２：飢餓をゼロに」、「目標３：すべての人に健康と福祉を」、「目標４：質の高い教育をみんなに」、「目標５：ジェンダー平等を実現しよう」、「目標８：働きがいも経済成長も」、「目標 10：人や国の不平等をなくそう」、「目標 11：住み続けられるまちづくりを」、「目標 16：平和と公正をすべての人に」、「目標 17：パートナーシップで目標を達成しよう」については、本計画と非常に密接にかかわっています。	・より適切な表現となるよう、字句の修正を行いました。

主な変更点一覧

頁	前回計画書（第３回会議時に配布したもの）	頁	今回修正版（今回の会議（第４回会議）で配布したもの）	変更理由
第２章　計画の基本的な考え方		第２章　計画の基本的な考え方		
１　基本理念		１　基本理念		
4-5	__	4	新規追加	・前回会議で決定した基本理念に基づき、基本理念につながる文章を追加しました。
２　基本目標		２　基本目標		
6	１　権利の主体である子ども __「自分らしく生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」__を子どもの権利として、本市では、平成 21 年１月に岩倉市子ども条例を施行し、いかなるときも__子どもの権利が保障されること、保護者、市、市民、学校、事業者が子どもの権利を守るための責務を持ち、取り組んでいくことをうたっています。 本計画においては、岩倉市子ども条例に基づき、子どもは権利の主体であり、子ども自身がそのことを理解し、保護者をはじめ社会全体で、子どもの権利を守る取組を推進します。 また、子どもの権利のうち「参加する権利」では、子どもが自分に関係することに主体的に参加するために、「自分の意見や考えを表明する機会が与えられること」、「表明された意見や考えが尊重されること」、「発達に応じて、活動の機会が用意され、意思決定に参加すること」、「必要な情報の提供や支援を受けられること」の４つを保障されています。このため、市や地域社会は、子どもが__参画できる仕組みをつくることに努めていきます。	5	１　権利の主体である子ども 本市では、「自分らしく生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の４つを子どもの権利として、平成 21 年１月に岩倉市子ども条例を施行しました。いかなるときも４つの子どもの権利が保障されること、父母その他の保護者（以下「保護者」という。）、市、市民、学校、事業者が子どもの権利を守るための責務と役割を持つことをうたっています。 本計画においては、岩倉市子ども条例に基づき、__保護者をはじめ社会全体で子どもの権利を守る取組を推進するとともに、子ども自身が一人の人間として権利を有することを認識できるよう、子どもに対する権利についての学習機会の提供に努めていきます。 また、これまでの子ども行動計画においては、「参加する権利」である子どもの意見表明・参加の促進を計画の目標に掲げ、子どもが気軽に意見を言える場や機会を拡充するとともに、子どもの参加が保障される環境の整備を推進してきました。本計画においても、引き続き、市や地域社会が子どもが主体的に参加できる仕組みをつくることに努めていきます。	・より適切な表現となるよう、字句の修正を行いました。
6	２　安定した環境で健康に育つ子ども 子どもには、子どもらしく育つための「育つ権利」と、安全で安心して生きていくための「守られる権利」があります。 父母その他の保護者（以下「保護者」という。）が子育てについての第一義的責任を有するということを基本的認識として、すべての子どもに対して、子どもたちが心身ともに健やかに育つ環境を提供できるように、また、保護者が安心して子育てができるように、子どもとその家庭の支援を行っていきます。 特に、様々な困難を抱える子どもやその家庭に寄り添い、きめ細かな支援をしていきます。	5	２　安定した環境で健康に育つ子ども 子どもには、子どもらしく育つための「育つ権利」と、安全で安心して生きていくための「守られる権利」があります。 保護者が子育てについての第一義的責任を有するということを基本的認識として、すべての子どもが心身ともに健やかに成長でき、また、保護者が安心して子育てができるように、子どもとその家庭に対して、健やかに成長できる環境の提供をはじめとした支援を行っていきます。 特に、様々な困難を抱える子どもやその家庭に寄り添い、きめ細かな支援を行います。	・より適切な表現となるよう、字句の修正を行いました。
6-7	３　社会や地域で安心して育つ子ども 岩倉市子ども条例では、「すべての子どもは、未来の社会をつくっていく、かけがえのない宝」であり、保護者だけでなく、市、市民、学校、事業者といった大人が子どもと直接向き合い、やさしいまちの実現に向けて進んでいくことが必要としています。__ 質の高い教育・保育や地域との連携による子育て支援サービスを提供し、子どもが様々なことに参加し、挑戦することができるよう支援	6	３　社会や地域で安心して育つ子ども 岩倉市子ども条例では、「すべての子どもは、未来の社会をつくっていく、かけがえのない宝」であり、保護者だけでなく、市、市民、学校、事業者__が子どもと直接向き合い、やさしいまちの実現に向けて進んでいくことが必要であるとしています。また、子ども・子育て支援法では、子どもと保護者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長し、また、子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現を目指しています。 本計画では、「自分らしく生きる権利」をもつ子どもたちが、安全で安心して過ごすことができる居場所を持ち、様々な学びや多様な	・より適切な表現となるよう、字句の修正を行いました。

主な変更点一覧

頁	前回計画書（第３回会議時に配布したもの）	頁	今回修正版（今回の会議（第４回会議）で配布したもの）	変更理由
	していくことが、今後も引き続き求められます。		体験活動の機会を得ることを通じて「自己肯定感」や「自己有用感」を高め、自分らしく生きることができる社会を実現するために、子どもの居場所づくりや子どもやその家庭が快適で安全に過ごせる環境づくりを推進していきます。	
7	４　将来に希望を持つ子ども 本市では、少しずつ少子高齢化が進み、また、婚姻数も徐々に減ってきています。加えて、若年層の未婚率が増加しており、特に、女性の晩婚化が進んでいます。 ― 若い世代の人が結婚して家庭を築き、子どもを生み、育てることに希望や夢を持てるように、子どものころから意識啓発を行うとともに、希望する人に対して出会いの機会等を創出します。	6	４　将来に希望を持つ子ども 本市では、少しずつ少子高齢化が進み、また、婚姻数も徐々に減ってきています。加えて、若年層の未婚率が増加しており、特に、女性の晩婚化が進んでいます。 このような情勢においても、すべての子どもたちが「権利の主体である子ども」「安定した環境で健康に育つ子ども」「社会や地域で安心して育つ子ども」として育ち、将来に希望をもてるよう、基本目標１～３に掲げる施策や事業を推進していきます。 また、子どもたちが大人になったときのために、子どものころから命の大切さや子育てについて意識啓発を行うとともに、結婚して家庭を築き、子どもを生み、育てることを希望する若者に対し、出会いの機会等を創出します。	・基本目標１～３を達成することで、基本目標４の子どもにつながる旨を追加しました。 ・その他、より適切な表現となるよう、字句の修正を行いました。
３　施策の体系		３　施策の体系		
8	１　権利の主体である子ども （１）子どもの権利を守る ①子ども自身の子どもの権利の理解の推進 ２　安定した環境で健康に育つ子ども （５）困難を抱える家庭への支援 ②障がいや発達に遅れなどのある子どもと医療的ケア児__の支援 ３　社会や地域で安心して育つ子ども （２）子どもの居場所づくりと多様な交流と体験の支援 ４　将来に希望を持つ子ども （１）将来子どもを産み、育てたいと希望する子どもや若者に対する支援 ①将来の親となる世代に対する意識啓発 ③出会いの場の創設	7	１　権利の主体である子ども （１）子どもの権利を守る ①子ども自身による子どもの権利の理解の推進 ２　安定した環境で健康に育つ子ども （５）困難を抱える子どもとその家庭への支援 ②障がいや発達の遅れ等のある子ども、_医療的ケア児とその家庭の支援 ３　社会や地域で安心して育つ子ども （２）子どもの居場所づくりと多様な交流や体験の支援 ４　将来に希望を持つ子ども （１）将来子どもを産み、育てたいと希望する子どもや若者に対する支援 ①将来親となる世代に対する意識啓発 ③出会いの機会の創出	・より適切な表現となるよう、字句の修正を行いました。
第３章　施策の内容		第３章　施策の内容		
基本目標１　権利の主体である子ども		基本目標１　権利の主体である子ども		
（１）子どもの権利を守る		（１）子どもの権利を守る		
	現状と課題 令和５年度に実施した子どもの権利についてのアンケート調査によると、小学生から高校生までの子ども自身の岩倉市子ども条例の認知度は 43.9%、内容までの認知度は 7.4%でした。また、保護者の条例の認知度は 53.9%、内容までの認知度は 4.3%でした。さらに、子ども自身が子どもの権利が満たされていると感じているのは半数で、半数は何らかの子どもの権利が侵害されていると感じています。		現状と課題 __子どもの権利についてのアンケート調査によると、小学生から高校生までの子ども自身の岩倉市子ども条例の認知度は 43.9%、内容までの認知度は 7.4%でした。また、保護者の条例の認知度は 53.9%、内容までの認知度は 4.3%でした。さらに、子ども自身が子どもの権利が満たされていると感じているのは半数で、半数は何らかの子どもの権利が侵害されていると感じています。	・アンケート調査について、注釈を設けることとしたため、表現を修正しました。
9	事業方針 ①子ども自身の子どもの権利の理解の推進	8	事業方針 ①子ども自身による子どもの権利の理解の推進	・より適切な表現となるよう、字句の修正を行いました。

主な変更点一覧

頁	前回計画書（第３回会議時に配布したもの）	頁	今回修正版（今回の会議（第４回会議）で配布したもの）	変更理由
9	__	9	（注釈１） 子どもの権利についてのアンケート調査：「子どもの権利についてのアンケート調査（子ども用）」として、令和５年 11 月 20 日から 12 月 11 日にかけて、小学４年生・中学２年生・高校２年生にあたる年齢の子どもを対象に実施しました。	・子どもの権利についてのアンケート調査に関する注釈を加えました。
10	事業方針 ③子どもの権利を守る取組の推進 ● 11 月 20 日の「岩倉市子ども権利の日」及びこの日を含む１週間の「岩倉市子どもの権利を考える週間」において、子どもの権利の普及啓発を行います。	9	事業方針 ③子どもの権利を守る取組の推進 ● 11 月 20 日の「岩倉市子どもの権利の日」及びこの日を含む１週間の「岩倉市子どもの権利を考える週間」において、子どもの権利の普及啓発を行います。	・正しい表現に修正しました。
10	__	9	（注釈２） 子どもの権利救済窓口：子どもと親の相談員、家庭児童相談室、市民相談室、じどうかんなないろそうだんしつ等をいいます。	・子どもの権利救済窓口に関する注釈を加えました。
（２）子どもの意見表明・参加への支援		（２）子どもの意見表明・参加への支援		
11	現状と課題 __アンケート調査では、「自分のことを自分で決めること」「考えや気持ちを自由に持ち、それを表明すること」が守られていない、満たされていないと感じている子どもが２割程度いました。 学校で実施している学校祭等の行事や、児童館で子どもの実行委員会を設けて実施している事業等の企画などでは、子どもの自主性を尊重し、子どもの意見を反映した取組が進められています。 子どもに関連する施策をはじめ、様々な場面で、子どもの意見をくみ取るための取組や配慮が必要です。	10	現状と課題 しかしながら、子どもの権利についてのアンケート調査では、「自分のことを自分で決めること」「考えや気持ちを自由に持ち、それを表明すること」が守られていない、満たされていないと感じている子どもが２割程度いました。 学校で実施している行事や、児童館で子どもの実行委員会を設けて実施している事業の企画等では、子どもの自主性を尊重し、子どもによる自発的な取組が進められています。 引き続きこれらの取組を進めるとともに、子どもに関連する施策をはじめとした様々な場面において、子どもの意見をくみ取るための取組が必要です。	・より適切な表現となるよう、字句の修正を行いました。
11	事業方針 ①子どもの意見表明・参加の場づくりの推進 ● 子どもから出された意見がどのように活用されたのか、フィードバックに努めます。	10	事業方針 ①子どもの意見表明・参加の場づくりの推進 ● 子どもの意見表明・参加の場で子どもから出された意見がどのように活用されたのか、フィードバックに努めます。	・より適切な表現となるよう、字句の修正を行いました。
11	__	10	（注釈３） ユースワーカー：指導者ではなく子どもたちの仲間として、一緒に計画したり実行したりして、子どもたちの活動を長い目で見守って支える人のことです。	・ユースワーカーに関する注釈を加えました。
（１）妊産婦と子どもの健康への支援		（１）妊産婦と子どもの健康への支援		
12	現状と課題 生涯にわたって心身ともに健康を維持していくためには、子どもの頃から、その発達段階に応じた食事や運動、生活習慣等の正しい知識と取組が必要です。 本市の乳幼児期の健康診査や予防接種は高い受診率を維持しており、引き続き取り組んでいくことが必要です。一方で、健診などの未受診者には、電話や訪問などで受診を促し、見守りを続けていくなど、きめ細かな対応が必要です。	11	現状と課題 生涯にわたって心身ともに健やかに育つためには、思春期から妊娠・出産までを通じて親性を育むとともに、子どもの発達段階に応じた食事や運動、生活習慣等の正しい知識を取得しながら、安定した環境のもとで子育てに取り組む必要があります。 また、妊娠・出産・乳幼児期における面談、訪問、健康診査等で支援が必要な家庭を早期に発見し、関係機関と連携して支援を行い、電話や訪問等で見守りを続けていく等、きめ細かな対応が必要です。	・現状と課題に妊産婦についての記載がなかったため、妊産婦の内容を加えました。 ・その他、より適切な表現となるよう、字句の修正を行いました。

主な変更点一覧

頁	前回計画書（第３回会議時に配布したもの）	頁	今回修正版（今回の会議（第４回会議）で配布したもの）	変更理由
12	事業方針 ①母子保健の推進 ● 子どもが生まれる前の妊娠期から幼児期までは、将来にわたる健康の基礎＿となるため、子どもの発達段階に応じたきめ細かな健康診査を実施します。 ● 乳幼児期から健全な歯を保つために、歯科健康診査でフッ化物歯面塗布や歯科保健指導を実施します。	11	事業方針 ①母子保健の推進 ● 子どもが生まれる前の妊娠期から幼児期までは、将来にわたる健康の基礎を築く期間となるため、子どもの発達段階に応じたきめ細かな健康診査を実施します。 ● 乳幼児期から健全な歯を保ち、口腔機能の発達を促すために、歯科健康診査でフッ化物歯面塗布や歯科保健指導を実施します。	・より適切な表現となるよう、字句の修正を行いました。
12	事業方針 ②食育の推進 ● それぞれの年代向けの栄養教室や栄養相談などを通じて、誕生から成人期にわたり、基本的な栄養の知識の習得と生活習慣の定着を図ります。	11	事業方針 ②食育の推進 ● 公立保育園や小中学校において食育指導を行い、「食」に関する正しい知識の習得を図ります。	・食育については、主に公立保育園や小中学校において実施しているため、より適切な表現となるよう、字句の修正を行いました。
12	主な取組・事業 ◆ 妊婦・産婦電話相談支援	11	主な取組・事業 ◆ 妊婦等包括相談支援事業	・令和７年度から事業名が変更になるため、修正しました。
12	＿	11	（注釈４） 親性：性別や年齢、血縁関係、その子の親であるかどうか、自分の子どもがいるかどうかを問わず、すべての人間が持つ、子どもを慈しみ愛情をもって接しようとする特性のことです。	・親性に関する注釈を加えました。
（２）安心して子どもを生み、親として成長することへの支援		（２）安心して子どもを生み、親として成長することへの支援		
13	現状と課題 ＿アンケート調査によると、未就学児のいる家庭の 18.8%は身近に頼れる親族や知人がいないと回答しており、子育てに不安を感じることが「よくある」と回答した人は 15.7%、孤独感や孤立感を感じることがよくある人は 8.2%で、特に０歳児を持つ人の割合が高くなっています。	12	現状と課題 子ども・子育て支援についてのアンケート調査によると、未就学児の保護者の 18.8%は身近に頼れる親族や知人がいないと回答しており、子育てに不安を感じることが「よくある」と回答した人は 15.7%、孤独感や孤立感を感じることがよくある人は 8.2%で、特に０歳児の保護者の割合が高くなっています。	・より適切な表現となるよう、字句の修正を行いました。
13	事業方針 ①安心して子どもを生み、親として成長することへの支援 ● ＿保護者同士が交流できる場や機会を充実します。 ● 子育てに関する正しい知識を持てるよう＿講座の開催や情報提供を進めます。 ● 子育てに関する不安を解消し、虐待防止につながるように、こども家庭センターを中心に、一体的な支援を行います。	12	事業方針 ①安心して子どもを生み、親として成長することへの支援 ● 子育て中の保護者同士が情報交換や交流、仲間づくりができる場や機会を充実します。 ● 子育てに関する正しい知識を持ち、安心して子育てができるよう、アプリ等を活用しながら、講座の開催や情報提供を進めます。 ● 相談支援を充実し、子育てに関する不安の解消や虐待防止につなげ、必要に応じて、こども家庭センターを中心に一体的な養育支援を行います。	・より適切な表現となるよう、字句の修正を行いました。
13	主な取組・事業 ◆ 保育所地域活動事業	12	主な取組・事業 ◆ 赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）	・保育所地域活動事業より赤ちゃん訪問の方が主な取組にあたるので、修正しました。
13	＿	12	（注釈５） 子ども・子育て支援についてのアンケート調査：「子ども・子育て支援についてのアンケート調査」として、令和５年 11 月 20 日から 12 月 11 日にかけて、未就学児の保護者を対象に実施しました。	・子ども・子育て支援についてのアンケート調査に関する注釈を加えました。
（３）経済的負担の軽減		（３）経済的負担の軽減		
14	現状と課題 子育て家庭を対象とするアンケート調査によると、子育てで大変だと感じることのひとつに「子育てによる出費がかさむ」ことがあげら	13	現状と課題 子ども・子育て支援についてのアンケート調査によると、子育てで大変だと感じることのひとつに「子育てによる出費がかさむ」ことが	・より適切な表現となるよう、字句の修正を行いました。

主な変更点一覧

頁	前回計画書（第３回会議時に配布したもの）	頁	今回修正版（今回の会議（第４回会議）で配布したもの）	変更理由
	れています。保護者を対象に世帯の暮らし向きを尋ねたところ、「苦しい」と回答する世帯が 24.4%を占めていました。 経済的な負担が、子どもを生み、育てることを妨げないような取組が必要です。		あげられています。保護者を対象に世帯の暮らし向きを尋ねたところ、「苦しい」と回答する世帯が 24.4%を占めていました。 経済的な負担が、子どもを生み、育てることを妨げないような取組が必要です。	
14	事業方針 ①すべての子育て家庭を対象とする経済的負担の軽減 ● すべての子ども立て家庭を対象に、妊婦支援給付金の支給や幼児教育の無償化等、出産や子育て、保育・教育に関する経済的な負担軽減を図ります。	13	事業方針 ①すべての子育て家庭を対象とする経済的負担の軽減 ● すべての子育て家庭を対象に、妊婦支援給付金の支給や幼児教育・保育の無償化等、出産や子育て、保育・教育に関する経済的な負担軽減を図ります。	・正しい表現に修正しました。 ・その他、より適切な表現となるよう、字句の修正を行いました。 ※「幼児教育・保育の無償化」で一つのフレーズです。
（４）仕事と子育ての両立支援		（４）仕事と子育ての両立支援		
15	現状と課題 ＿アンケート調査によると、未就学児のいる家庭の母親の就業状況について、フルタイムでの就労が 46.0%となっており、平成 30 年調査と比較して 13.1 ポイント高くなっています。父親もフルタイムで就労をしている家庭がほとんどであり、子育て家庭における共働き世帯の増加が著しい状況です。 女性の社会進出やワークライフバランスの尊重が浸透されてきた社会のなかで、地域と連携した支援や職場での制度や理解をはじめ、保護者が仕事をしながら子育てができる環境づくりをしていくことが重要です。	14	現状と課題 子ども・子育て支援についてのアンケート調査によると、未就学児のいる家庭の母親の就業状況について、フルタイムでの就労が 46.0%となっており、平成 30 年調査と比較して 13.1 ポイント高くなっています。父親もフルタイムで就労をしている家庭がほとんどであり、子育て家庭における共働き世帯の増加が著しい状況です。 女性の社会進出やワークライフバランスの尊重が浸透されてきた社会のなかで、地域と連携した支援や、会社内の制度拡充や職場での子育てへの理解促進等、保護者が仕事をしながら子育てができる環境づくりをしていくことが重要です。	・より適切な表現となるよう、字句の修正を行いました。
15	事業方針 ①保育等子育てサービスの充実 ● 多様化する就労形態や保護者のニーズに応じた保育サービスを充実し、仕事と家庭の両立を図ります。	14	事業方針 ①保育等子育てサービスの充実 ● 多様化する就労形態や保護者のニーズに応じた保育サービスを充実し、仕事と子育ての両立を支援します。	・行政は両立を「支援」する立場であるため、表現を修正しました。 ・「施策の方向」に合わせて、「仕事と子育て」に統一しました。
15	事業方針 ②働き方改革などによる両立支援 ● 家庭における男性の育児への参画を支援します。 ● 子育てをしながら働き続け、仕事と家庭の両立ができるよう企業等における働き方改革、ワークライフバランスの実現に向けて啓発を図ります。	14	事業方針 ②働き方改革等による両立支援 ● 男性の育児休暇の取得が増えてきている中、これまで以上に、家庭において、男性が育児に参画できるよう支援します。 ● 子育てをしながら働き続け、仕事と子育ての両立ができるよう企業等における働き方改革、ワークライフバランスの実現に向けて啓発を図ります。	・より適切な表現となるよう、字句の修正を行いました。 ・「施策の方向」に合わせて、「仕事と子育て」に統一しました。
（５）困難を抱える家庭への支援		（５）困難を抱える子どもとその家庭への支援		・子どもに対しての支援が中心のため、「子どもとその家庭」に修正しました。
16	現状と課題 子どもの権利のひとつに「育つ権利」があります。教育を受けたり、休んだり遊んだりすることができることが保障されており、学校生活や人との関わりにおいて困難を抱える子どもたちが＿、社会で生活を送っていくための学びや遊びができる取組が必要です。また、障がいを持つ子どもや、外国にルーツを持つ子どもにおいても、自分らしさを持ちながら、安心して過ごすための支援や環境整備が必要です。	15	現状と課題 子どもの権利のひとつに「育つ権利」があります。教育を受けたり、休んだり遊んだりすることができることが保障されており、学校生活や人との関わりにおいて困難を抱える子どもたちが、健やかに成長し、社会で生活を送っていくための学びや遊びができる取組が必要です。また、障がいを持つ子どもや、外国にルーツを持つ子どもにおいても、自分らしさを持ちながら、安心して過ごすための支援や環境整備が必要です。	・「社会で生活を送っていくための遊びができる取組」ではなく、「健やかに成長するための遊びができる取組」が必要であるので、表現を修正しました。
16	事業方針 ①不登校、引きこもり対策 ● すべての子どもが教育を受ける機会を確保できるよう適応指導を	15	事業方針 ①不登校、引きこもり対策 ● すべての子どもが教育を受ける機会を確保できるよう、教育支援	・令和６年度から、「適応指導」は「教育支援」に置き換えられたことから、字句の修正を行いました。

主な変更点一覧

頁	前回計画書（第３回会議時に配布したもの）	頁	今回修正版（今回の会議（第４回会議）で配布したもの）	変更理由
	推進します。 ● 子どもやその家庭の様々な悩みや不安に寄り添えるよう、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家による相談体制の充実を図ります。		を推進します。 ● 子どもやその家庭の様々な悩みや不安に寄り添えるよう、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家による相談体制の充実や、関係機関との連携を図ります。	・その他、より適切な表現となるよう、字句の修正を行いました。
16	事業方針 ②障がいや発達の遅れ等のある子どもと医療的ケア児の支援 ● 障がいを早期発見し、早期に療育に取り組めるよう、健診の充実を図ります。 ● 医療的ケア児等専門的な支援の充実を図ります。 ● 支援が必要な子どもの一人ひとりの特性に応じた療育や特別支援教育の充実を図ります。 ● 障がいの有無や個々の特性にかかわらず、すべての子どもたちが同じ環境で学びあい、互いの人格と個性を尊重し支えあい、多様な在り方を認めあえる共生社会を目指して、インクルーシブ教育の推進をします。	15	事業方針 ②障がいや発達の遅れ等のある子ども、医療的ケア児とその家庭の支援 ● 障がいを早期発見し、早期に療育に取り組めるよう、乳幼児健康診査等の充実を図ります。 ● 医療的ケア等専門的な支援の充実を図ります。 ● 支援が必要な子ども一人ひとりの特性に応じた療育や特別支援教育の充実を図ります。 ● 障がいの有無や個々の特性にかかわらず、すべての子どもたちが同じ環境で学びあい、互いの人格と個性を尊重し支えあい、多様な在り方を認めあえる共生社会を目指して、インクルーシブ教育を推進します。	・より適切な表現となるよう、字句の修正を行いました。
16	事業方針 ③外国にルーツをもつ子どもとその家庭の支援 ● 外国にルーツを持ち、日常や学校生活で言葉の不便を感じる子どもの日本語教育の実施を図ります。 ● 外国にルーツをもつ家庭にも必要な情報が行き届くように、多言語に対応したアプリを使用して子育てに関する情報を発信します。	15	事業方針 ③外国にルーツをもつ子どもとその家庭の支援 ● 外国にルーツを持ち、日常や学校生活で言葉の不便を感じる子どもに対し、日本語教育を実施します。 ● 外国にルーツをもつ子どもとその家庭にも必要な情報が行き届くように、多言語に対応したアプリを使用して子育てに関する情報を発信します。	・日本語教育は既に実施されているため、「推進を図ります」を「推進します」に修正しました。 ・対象を明確にするために、「家庭」を「子どもとその家庭」に修正しました。
16	―	15	（注釈６） スクールソーシャルワーカー：学校・家庭・関係機関の様々な人たちと連携し、子どもを取り巻く人間関係や家庭環境の問題の解決を目指して支援を行う人のことです。	・ソーシャルワーカーに関する注釈を加えました。
16	―	15	（注釈７） インクルーシブ教育：障がいのある子どもと障がいのない子どもが、同じ環境でともに教育を受けることをいいます。	・インクルーシブ教育に関する注釈を加えました。
16-17	事業方針 ④児童虐待、不適切な養育環境等にある子どもとその家庭の支援 ● こども家庭センターを中心に一体的な支援を行い、保護者の育児不安などの解消を図り、児童虐待の未然防止・早期発見に努めます。 ● ヤングケアラーを発見し、必要な支援に取り組みます。	16	事業方針 ④児童虐待、不適切な養育環境等にある子どもとその家庭の支援 ● こども家庭センターを中心に、相談や指導等の特別な支援を必要とする子育て家庭を対象に、保護者の育児不安等の解消を図り、児童虐待の未然防止・早期発見に努めます。 ● ヤングケアラーの把握に努め、関係機関との連携を図り、ヤングケアラー本人やその家庭を対象に、必要な支援につなげていきます。	・ヤングケアラーについて、「把握し、関係機関と連携し、必要な支援に繋げていくことに取り組むこと」を明示するため、表現を修正しました。 ・その他、より適切な表現となるよう、字句の修正を行いました。
17	事業方針 ⑤子どもの貧困対策 ● 世帯の状況に関わらず、子どもが望む進路を選択できるように教育支援を行います。	16	事業方針 ⑤子どもの貧困対策 ● 貧困の連鎖を断つため、貧困の状況にある世帯の子どもに対する学習支援を行います。	・貧困対策として実施している学習支援は、子どもが望む進路を選択できるように実施しているというよりも、子どもが大人になったときに貧困から抜け出せる（貧困の連鎖を断てる）ように学ぶ機会を提供しているものであることから、表現を修正しました。

主な変更点一覧

頁	前回計画書（第３回会議時に配布したもの）	頁	今回修正版（今回の会議（第４回会議）で配布したもの）	変更理由
17	事業方針 ⑥ひとり親家庭支援 ● ひとり親家庭の保護者の__就労支援を行います。	16	事業方針 ⑥ひとり親家庭支援 ● ひとり親家庭の保護者の自立促進を図るため、就労支援や日常生活支援を行います。	・ひとり親家庭の保護者に対しては、就労支援だけでなく日常生活支援も実施していることから、字句の修正を行いました。
17	事業方針 ⑦自殺対策 ● 悩みを抱える子どもが__相談できるよう相談支援の充実を図ります。 ● ゲートキーパーを育成し、活用します。 ● 悩みを抱える人を包括的な支援ができるように__関係機関との連携を図ります。 ● 心の病気の早期発見、早期治療を促進します。	16	事業方針 ⑦自殺対策 ● 悩みを抱える子どもが様々な方法で相談できるよう相談支援の充実を図ります。 ● 悩みを抱える人に寄り添い、的確に対応できるゲートキーパーを育成します。 ● 悩みを抱える人に包括的な支援ができるように、専門家や関係機関との連携を図ります。 ● 心の病気の早期発見、早期治療を促進します。	・ゲートキーパーについて、まずは適切に対応できる人材を育成することが重要であることから、標記を修正しました。 ・その他、より適切な表現となるよう、字句の修正を行いました。
17	主な取組・事業 ◆ 適応指導推進事業 ◆ 母子__父子家庭医療費支給事業	16	主な取組・事業 ◆ 教育支援センター運営事業 ◆ 母子・父子家庭医療費支給事業	・令和６年度から事業名が変更されていたため、字句の修正を行いました。
17	__	16	（注釈８） ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を、日常的に過度に行っている子ども・若者のことです。	・ヤングケアラーについてのアンケート調査に関する注釈を加えました。
17	__	16	（注釈９） ゲートキーパー：悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。	・ゲートキーパーについてのアンケート調査に関する注釈を加えました。
基本目標３　社会や地域で安心して育つ子ども （１）質の高い教育・保育の提供		基本目標３　社会や地域で安心して育つ子ども （１）質の高い教育・保育の提供		
18	現状と課題 __アンケート調査によると、平日に定期的に教育・保育の事業を利用している主な理由は、「子育てをしている者が現在就労している」が７割程度、「子どもの教育や発達のため」が６割程度となっています。	17	現状と課題 子ども・子育て支援についてのアンケート調査によると、平日に定期的に教育・保育の事業を利用している主な理由は、「子育てをしている者が現在就労している」が７割程度、「子どもの教育や発達のため」が６割程度となっています。	・より適切な表現となるよう、字句の修正を行いました。
18	事業方針 ①質の高い乳幼児期の教育・保育の提供 ● 民間の幼稚園や認定こども園との連携を図り、幼児期の教育を支援します。	17	事業方針 ①質の高い乳幼児期の教育・保育の提供 ● 私立の認定こども園や幼稚園との連携を図り、幼児期の教育を支援します。	・計画内の用語を、「私立」に統一しました。 ・他の記載に合わせて、認定こども園→幼稚園の順に変更しました。
18	事業方針 ②地域との連携による子育て支援 ● 地域、子育て支援を行うボランティア、団体等との連携による子育て支援を推進します。	17	事業方針 ②地域との連携による子育て支援 ● 地域の人材やボランティア、団体等との連携による子育て支援を推進します。	・より適切な表現となるよう、字句の修正を行いました。
18	事業方針 ③質の高い学校教育の推進 ● __きめ細かい対応を行い、子どもの確かな学力の定着を図る教育を推進します。 ● __地域で学校教育・運営を支える取組を推進します。	17	事業方針 ③質の高い学校教育の推進 ● 個に応じ個を生かす学習指導の具現化に努め、きめ細かな対応を行い、子どもの確かな学力の定着を図る教育を推進します。 ● 地域と学校・家庭が連携し、一体となって児童生徒の健やかな成長を図るため、地域で学校教育・運営を支える取組を推進します。	・より適切な表現となるよう、字句の修正を行いました。 （岩倉市教育振興基本計画【改訂版】の用語を加えました。）

主な変更点一覧

頁	前回計画書（第３回会議時に配布したもの）	頁	今回修正版（今回の会議（第４回会議）で配布したもの）	変更理由
18	事業方針 ④学校における特別支援教育の推進 ● 支援を必要な子どもの一人ひとりの特性に応じた特別支援教育の推進を図ります。	17	事業方針 ④学校における特別支援教育の推進 ● 支援が必要な子ども一人ひとりの特性に応じた特別支援教育を推進します。	・学校における特別支援教育は既に実施されているため、「推進を図ります」を「推進します」に修正しました。
（２）子どもの居場所づくりと多様な交流と体験の支援		（２）子どもの居場所づくりと多様な交流や体験の支援		
19	現状と課題 子どもには、安全安心に過ごすことのできる居場所が大切です。子どもが子どもらしく育つための「育つ権利」を尊重し、子どもに多様な学び、交流、体験などの機会を与えられるよう、子どもの声を受け止め、地域や関係機関と連携しながら、居場所づくりを推進していくことが必要です。 アンケート調査では、行きたい児童館・地域交流センターについて、「友達と遊んだり話したりできる場所がある」が６割程度と、子ども自身も交流できる場所を望んでいます。	18	現状と課題 子どもには、安全安心に過ごすことのできる居場所が大切です。子どもが子どもらしく育つための「育つ権利」を尊重し、子どもに多様な遊び、学び、交流、体験等の機会を与えられるよう、子どもの声を受け止め、地域や関係機関と連携しながら、居場所づくりを推進していくことが必要です。 子どもの権利についてのアンケート調査では、行きたい児童館・地域交流センターについて、「友達と遊んだり話したりできる場所がある」が６割程度と、子ども自身も交流できる場所を望んでいます。	・子ども条例で定めた子どもの権利のうち「育つ権利」は、子どもに遊び、学び、休息することを保障していることから、「学び」の前に「遊び」を追加しました。 ・その他、より適切な表現となるよう、字句の修正を行いました。
19	事業方針 ①子どもの居場所づくり ● 小学生が発達段階に応じて放課後に主体的な遊びや生活の場が提供できるように放課後児童クラブの充実を図ります。 ● すべての子どもが地域の協力を得ながら、安全で安心な環境で、多様な放課後の活動ができるよう放課後子ども教室を推進します。 ● 中高生が地域の中で安心して過ごせる居場所づくりを推進します。	18	事業方針 ①子どもの居場所づくり ● 共働き家庭等の小学生を対象に、放課後に主体的な遊びや生活の場が提供できるよう、放課後児童クラブの充実を図ります。 ● すべての子どもが、地域の協力を得ながら、安全・安心な環境で多様な放課後の活動ができるよう、放課後子ども教室を推進します。 ● 中学生・高校生世代が地域の中で安心して過ごせる居場所づくりを推進します。	・放課後児童クラブは、小学生の発達段階に応じて遊びや生活の場を提供するために実施するのではなく、保護者の就労等により放課後に家庭で子どもを見ることができない家庭のために実施するものであるため、表現を修正しました。 ・より適切な表現となるよう、「中高生」を「中学生・高校生世代」に修正しました。
19	事業方針 ②多様な交流と体験の支援 ● 子どもの心身の健やかな成長を図れるよう多様な交流と体験機会の提供を行います。 ● 地域住民との交流による子育て支援を促進します。	18	事業方針 ②多様な交流と体験の支援 ● 子どもの心身の健やかな成長を図れるよう、多様な人々との交流機会や、自然体験、職業体験、文化芸術体験、スポーツ体験等の様々な体験機会を提供します。なお、その際には、子どもの成育環境によって格差が生じないように配慮します。 ● 子ども会活動等を通じて、地域住民との交流による多様な体験を支援します。	・子どもの交流や体験の機会は、子どもの成育環境に左右されることなく等しく与えられるべきものであることから、その旨を追記しました。 ・その他、より適切な表現となるよう、字句の修正を行いました。
（３）子どもや子育て家庭が快適で安全に過ごせる環境づくり		（３）子どもや子育て家庭が快適で安全に過ごせる環境づくり		
20	現状と課題 子どもが事件や事故に巻き込まれない、安全安心な環境づくりが必要です。 また、子ども自身が防災や防犯などの知識を身に付け、自分の身を守る手段や方法を知ることも大切です。	19	現状と課題 子どもが事件や事故に巻き込まれない、安全・安心な遊び場の確保や環境づくりが必要です。 また、子ども自身が防災や防犯等の知識を身に付け、自分の身を守る手段や方法を知ることも大切です。	・より適切な表現となるよう、字句の修正を行いました。
20	事業方針 ①安全・安心な遊び場の確保 ● 地域での子どもの遊び場として、公園の整備を推進します。 ● 未就学の子どもの安全な遊び場として子育て支援センターを充実します。	19	事業方針 ①安全・安心な遊び場の確保 ● 子どもたちが、地域で自由に楽しく遊べる場として、公園等の整備を推進します。 ● 未就園の子どもの安全な遊び場、親子で楽しく過ごせる場として、子育て支援センターを充実します。	・子どもの遊び場は、公園だけでなく児童遊園等も含まれるため、修正しました。 ・より適切な表現となるよう、字句の修正を行いました。

主な変更点一覧

頁	前回計画書（第３回会議時に配布したもの）	頁	今回修正版（今回の会議（第４回会議）で配布したもの）	変更理由
20	事業方針 ②防災対策 ● 子ども自身が火災や災害時に的確に対応できるように、啓発や防災訓練等を実施します。	19	事業方針 ②防災対策 ● 子ども自身が火災や災害時に的確に対応できるように、避難訓練や防災訓練を実施し、啓発を図ります。	・より適切な表現となるよう、字句の修正を行いました。
20	事業方針 ③防犯対策・非行防止 ● 防犯教室や消費者教育など犯罪の被害から子どもを守る取組を推進します。 ● 啓発やパトロールなどを行い、非行防止を推進します。	19	事業方針 ③防犯対策・非行防止 ● 防犯教室や消費者教育等、犯罪の被害から子どもを守る取組を推進します。 ● 青少年の健全育成を図るため、啓発やパトロール、街頭活動等を行い、非行防止を推進します。	・より適切な表現となるよう、字句の修正を行いました。
20	事業方針 ④交通安全 ● 交通安全教室などによる子どもの交通安全意識の啓発を行います。 ● 登下校時の見守りやパトロール等__交通事故から子どもを守る取組を推進します。	19	事業方針 ④交通安全 ● 交通安全教室等を開催し、子どもの交通安全意識の啓発を行います。 ● 登下校時の見守りやパトロール等、交通事故から子どもを守る取組を推進します。	・より適切な表現となるよう、字句の修正を行いました。
基本目標４　将来に希望を持つ子ども		基本目標４　将来に希望を持つ子ども		
（１）将来子どもを産み、育てたいと希望する子どもや若者に対する支援		（１）将来子どもを産み、育てたいと希望する子どもや若者に対する支援		
21	現状と課題 　結婚し、子どもを産み、育てたいと__希望する子供や若者に対して、親となることへの意識啓発や、__経済的な支援が必要です。また、少子化の要因のひとつである未婚化・晩婚化に対する取組の一環として、出会いの場を提供していきます。	20	現状と課題 　結婚し、子どもを産み、育てたいと将来を希望する子ども や若者に対して、親となることへの意識啓発や、子育てに関する経済的な支援が必要です。また、少子化の要因のひとつである未婚化・晩婚化に対する取組の一環として、出会いの機会を提供していきます。	・より適切な表現となるよう、字句の修正を行いました。
21	事業方針 ①将来の親となる世代に対する意識啓発 ● 小中学校で、命の大切さや子育てについて学ぶ機会を設けます。	20	事業方針 ①将来親となる世代に対する意識啓発 ● 小中学校で、命の大切さ__について学ぶ機会を設けます。	・小中学校で子育てについての教育は行っていないことから、表記を修正しました。
21	事業方針 ②将来子どもを産み、育てたいと希望する人への経済的な支援 ● 不妊治療を受ける人の経済的な支援を行います。	20	事業方針 ②将来子どもを産み、育てたいと希望する人への経済的な支援 ● 妊娠・出産を望む人で、不妊治療を受ける人を対象に、経済的な支援を行います。	・より適切な表現となるよう、字句の修正を行いました。
21	事業方針 ③出会いの場の創設 __ ● 結婚を望む人に、出会いの場を提供します。	20	事業方針 ③出会いの機会の創出 ● 岩倉市にゆかりのある同世代の若者が集まり、交流する機会を設けます。 ● 結婚を望む人に、出会いの機会を提供します。	・字句の修正を行いました。
21	主な取組・事業 ◆ 婚活セミナー・交流会等の開催	20	主な取組・事業 ◆ 婚活イベント等の開催	・これまで、市の婚活事業としてセミナーを実施したこともありましたが、今後は、県の補助金を活用する予定となっており、県の補助金ではセミナーは補助対象外となることから、「婚活イベント等」に修正しました。

主な変更点一覧

頁	前回計画書（第３回会議時に配布したもの）	頁	今回修正版（今回の会議（第４回会議）で配布したもの）	変更理由
第４章　教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保（子ども・子育て支援事業計画に関する事項）		第４章　教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保（子ども・子育て支援事業計画に関する事項）		
全般	■実績 ■量の見込みと確保目標量 ◆確保策	全般	◆　事業の概要と現状 ◆　実績 ◆　量の見込みと確保目標量 確保方策	・それぞれの事業の説明箇所に、見出しとして「◆事業の概要と現状」を追加しました。 ・国のマニュアルや前回計画に合わせて、「確保策」を「確保方策」に修正しました。 ・「■」を「◆」に統一しました。
全般	（例） 事業名の直下に次のように記載 基本目標３（１）	全般	（例） 各事業の最下部に次のように記載 <table><tr><td>関連施策</td><td>基本目標 ２　安定した環境で健康に育つ子ども</td><td>施策の方向 （４）仕事と子育ての両立支援</td></tr></table>	・第３章との関連をより明確にするために修正しました。
３　教育・保育の量の見込みと確保方策		３　教育・保育の量の見込みと確保方策		
（１）幼児期の教育（幼稚園・認定こども園（教育））		（１）幼児期の教育（認定こども園（教育）・幼稚園）		・他の記載に合わせて、認定こども園→幼稚園の順に変更しました。
24	◆　確保方策 ● こうした幼児教育のニーズ量の見込みに対して、認定こども園３園（教育の定員：410 人）と、施設型給付の対象としての「確認」を受けない幼稚園２園（定員 620 人）の定員の合計 1,030 人によって、ニーズ量の見込みを満たすサービス量を確保していくものとします。	23	◆　確保方策 ● こうした幼児教育のニーズ量の見込みに対して、認定こども園３園（教育の定員：410 人）と、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園２園（定員 620 人）の定員の合計 1,030 人によって、ニーズ量の見込みを満たすサービス量を確保していくものとします。	・p47「子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保」の記載と統一するために、「施設型給付の対象としての「確認」を受けない幼稚園」を「子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園」に修正しました。 ※意味は変わりません。
（２）幼児期の保育（保育園・認定こども園（保育）・地域型保育事業）		（２）幼児期の保育（認定こども園（保育）・保育園・地域型保育事業）		・他の記載に合わせて、認定こども園→保育園の順に変更しました。
26	◆　確保策 ● 幼児期の保育施設としては、現在、市内には７園の公立保育園（定員 594 人）、３園の認定こども園（定員 213 人）、１園の私立保育園（定員 60 人）、２園の小規模事業所（定員 28 人）があり、定員の合計は 895 人です。 ● ０歳児は、定員 49 人に対し量の見込みが上回っているため、公立保育園において保育人員の確保と空きスペースを活用し、最大 54 人確保します。令和 10 年以降は、認定こども園で量の見込みを確保し、ニーズ量を満たすだけのサービス量を確保します。 ● １歳児は、定員 148 人に対し量の見込みが上回っているため、公立保育園において保育人員の確保と空きスペースを活用し、最大 172 人のサービス量を確保します。令和 10 以降は、認定こども園で量の見込みを確保し、ニーズ量を満たすだけのサービス量を確保します。	25	◆　確保方策 ● 幼児期の保育施設としては、現在、市内には３園の認定こども園（定員 213 人）、７園の公立保育園（定員 594 人）、１園の私立保育園（定員 60 人）、２園の小規模保育事業所（定員 28 人）があり、定員の合計は 895 人です。 ● ０歳児は、定員 49 人に対し量の見込みが上回っているため、公立保育園において保育人員の確保と空きスペースを活用し、最大 54 人確保します。令和 10 年以降は、認定こども園でニーズ量を満たすだけのサービス量を確保します。 ● １歳児は、定員 148 人に対し量の見込みが上回っているため、公立保育園において保育人員の確保と空きスペースを活用し、最大 172 人のサービス量を確保します。令和 10 年以降は、認定こども園でニーズ量を満たすだけのサービス量を確保します。	・他の記載に合わせて、認定こども園→保育園の順に変更しました。 ・その他、より適切な表現となるよう、字句の修正を行いました。
４　地域子ども・子育て支援事業の量の見込と確保方策		４　地域子ども・子育て支援事業の量の見込と確保方策		
26		26	※「☆」の付いている事業は、第３期計画に記載すべき項目として国から提示されたものを受け、本計画に追加することとしたものです。	・今回の計画から新たに追加したものを明確にするために、事業名に「☆」を加えることとしました。
（１）延長保育（時間外保育）事業		（１）延長保育（時間外保育）事業		
27	保育園の保育時間は、平日午前８時 30 分から午後４時 30 分の８時	26	◆　事業の概要と現状 保育園の保育時間は、平日午前８時 30 分から午後４時 30 分の８	・より適切な表現となるよう、字句の修正を行いました。

主な変更点一覧

頁	前回計画書（第３回会議時に配布したもの）	頁	今回修正版（今回の会議（第４回会議）で配布したもの）	変更理由
	間を原則としますが、保護者の勤務時間や通勤時間を考慮して、一日あたり最長で 11 時間（午前７時 30 分から午後６時 30 分まで）とすることができます。さらに__、時間外の保育が必要な人を対象に、公立保育園７園全園と認定こども園３園、私立保育園１園、小規模保育事業所２園で、午後７時までの延長保育を実施しています。 　なお、延長保育（時間外保育）とは、認定を受けた時間以上の保育を受けること__いいます。標準時間認定の場合は 11 時間を超える部分、短時間認定の場合は８時間を超える部分が、延長保育となります。		時間を原則としますが、保護者の勤務時間や通勤時間を考慮して、一日あたり最長で 11 時間（午前７時 30 分から午後６時 30 分まで）とすることができます。さらに、本市では、時間外の保育が必要な人を対象に、すべての認可保育施設において、午後７時までの延長保育を実施しています。 　なお、延長保育（時間外保育）とは、認定を受けた時間以上の保育を受けることをいいます。標準時間認定の場合は 11 時間を超える部分、短時間認定の場合は８時間を超える部分が、延長保育となります。	
（２）一時預かり事業　①一時預かり事業（幼稚園型）		（２）一時預かり事業　①一時預かり事業（幼稚園型）		
28	__ 　市内の幼稚園・認定こども園各園では、保護者の就労形態の多様化に伴う社会ニーズに対応し、保護者の就労支援と幼児が健やかに養育する環境を確保するために、在園児を対象に教育時間終了後の預かり保育を実施しています。	27	◆　事業の概要と現状 　市内の認定こども園・幼稚園各園では、保護者の就労形態の多様化に伴う社会ニーズに対応し、保護者の就労支援と安心して子育てができる環境を確保するために、在園児を対象に教育時間終了後の預かり保育を実施しています。	・他の記載に合わせて、認定こども園→幼稚園の順に変更しました。 ・事業の目的に「幼児が健やかに養育する環境を確保するため」と記載していましたが、表現が適切ではないため、「安心して子育てができる環境」に修正しました。
28	◆　確保策 ●　教育＋預かり保育を利用する子どもの数は減少していく見込みですが（３（１）参照）、預かり保育の利用者数は今後も引き続き増加する見込みです。	27	◆　確保方策 ●　教育＋預かり保育を利用する子どもの数は減少していく見込みですが（３（１）参照）、預かり保育の延べ利用者数は今後も引き続き増加する見込みです。	・より適切な表現となるよう、字句の修正を行いました。
（２）一時預かり事業　②一時預かり事業（幼稚園型を除く。）		（２）一時預かり事業　②一時預かり事業（幼稚園型を除く。）		
29	__ 　保護者のパート勤務（週３回以内）や家族の病気、冠婚葬祭等様々な事情で、家庭での保育が一時的に困難になった場合、１か月につき 14 日を限度として未就学児を預かる非定型的保育・緊急保育（定員：15 人）を__認定こども園１園において__実施しています。 　また、保護者の育児負担の解消などのために月３回まで未就学児を預かるリフレッシュ保育（定員：６人）を__公立保育園１園__で実施しています。	28	◆　事業の概要と現状 　保護者の労働や家族の病気、冠婚葬祭等様々な事情で、家庭での保育が一時的に困難になった場合、１か月につき 14 日を限度として未就学児を預かる非定型的保育・緊急保育__を、認定こども園１園において定員 15 名で実施しています。 　また、保護者の育児負担の解消等のために、月３回まで未就学児を預かるリフレッシュ保育__を、公立保育園１園において定員６名で実施しています。	・週３回以上の勤務の人でも一時預かりを利用できるため、表現を修正しました。 ・事業の定員の記載方法を、（４）病児・病後児保育事業に合わせる形に修正しました。
29	◆　確保策 ●　現在の一時保育事業の定員は 21 人（非定型的保育・緊急保育：15 人、リフレッシュ保育：６人）で、年間 6,090 人分（21 人×290 日）のサービス量を確保することが可能です。 ●　そこで、6,090 人日を確保目標量として設定し、ニーズ量の見込みに十分に対応できるだけのサービス量を確保していくものとします。	28	◆　確保方策 ●　現在の定員は 21 人で、年間 6,090 人分（21 人×290 日）のサービス量を確保することが可能です。 ●　そこで、年間延べ 6,090 人を確保目標量として設定し、ニーズ量の見込みに十分に対応できるだけのサービス量を確保していくものとします。	・文章中の「人日」表記が分かりにくいため、「年間延べ」の表記に修正しました。 （以下、他の事業も同様です。）
（３）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）__		（３）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）☆		・新規項目であることを明確にするために「☆」を追加しました。
30	__ 　本制度は、保護者の就労有無や理由を問わず、0～2 歳の未就園児が保育施設を時間単位で利用できるものです。__	29	◆　事業の概要と現状 　本事業は、保護者の就労有無や理由を問わず、０～２歳の未就園児が保育施設を時間単位で利用できるものです。保護者の心理的・身体的負担の軽減を目的として実施する一時預かり事業（リフレッシュ保育）とは異なり、子どもの成長の観点から、『全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する』ことを目的としてい	・こども誰でも通園制度の目的を追加しました。

主な変更点一覧

頁	前回計画書（第３回会議時に配布したもの）	頁	今回修正版（今回の会議（第４回会議）で配布したもの）	変更理由
	令和８年度の本格始動を前に、全国各地でモデル事業の実施や体制づくりが進められています。		ます。 令和８年度の本格始動を前に、全国各地で試行的事業の実施や体制づくりが進められています。	
30	◆ 確保策 ● ＿ ● 本制度の実施にあたっては、一時保育事業（リフレッシュ保育）との棲み分け等を考慮しながら、公立保育園と私立の保育施設とで連携して、ニーズ量に見合うサービス量を確保していくものとします。	29	◆ 確保方策 ● ０～２歳の未就園児が、１か月につき 10 時間（令和８・９年度は３時間）利用するものとして、ニーズ量を見込みます。 ● 本制度の実施にあたっては、一時預かり事業（リフレッシュ保育）との棲み分け等を考慮しながら、公立保育園と私立の保育施設とで連携して、ニーズ量に見合うサービス量を確保していくものとします。	・見込み量の根拠についての記載を追加しました。 ・その他、字句の修正を行いました。
（４）病児・病後児保育事業		（４）病児・病後児保育事業		
31	＿ 病時期にあるために幼稚園や保育園、学校等における集団生活が困難な児童（保育園児、幼稚園児、小学校１年生から３年生まで）を日中一時的に預かる病児保育を市内の医療機関において定員２名で実施しています。 また、病気回復期にある児童（保育園児、幼稚園児、小学校１年生から３年生まで）を日中一時的に預かる病後児保育については、ＮＰＯ法人が定員２人で開始しています。	30	◆ 事業の概要と現状 病時期にあるために幼稚園や保育園、学校等における集団生活が困難な児童（幼稚園児、保育園児、小学校１年生から３年生まで）を日中一時的に預かる病児保育を市内の医療機関において定員２名で実施しています。 また、病気回復期にある児童（幼稚園児、保育園児、小学校１年生から３年生まで）を日中一時的に預かる病後児保育については、ＮＰＯ法人が定員２人で実施しています。	・他の記載に合わせて、幼稚園→保育園の順に変更しました。 ・既に事業開始から年数が経過していますので、開始→実施に修正しました。
31	■ 量の見込みと確保目標量 確保目標量(人日） 940	30	◆ 量の見込みと確保目標量 確保目標量(人日） 1,160	・計算誤りがあったため（４人×290 日＝1,160 人）修正しました。
	◆ 確保策 ● 病児・病後児保育事業の利用者数は年により差があります。そこで、過去５年間でもっとも利用者数が多かった 355 人日（令和５年度実績）を見込み量とします。 ● これに対して、定員４人、年間 940 人（４人×290 日）の病児・病後児保育の提供が可能であり、これを確保目標量として引き続きサービスを提供していきます。		◆ 確保方策 ● 病児・病後児保育事業の利用者数は年により差があります。そこで、過去５年間でもっとも利用者数が多かった年間延べ 355 人（令和５年度実績）を見込み量とします。 ● これに対して、定員４人、年間 1,160 人（４人×290 日）の病児・病後児保育の提供が可能であり、これを確保目標量として引き続きサービスを提供していきます。	・文章中の「人日」表記が分かりにくいため、「年間延べ」の表記に修正しました。 ・計算誤りがあったため（４人×290 日＝1,160 人）修正しました。
（５）ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）		（５）ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）		
32	＿ 保護者が仕事と育児を両立し、安心して働くことができる環境づくりのため、子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と、子育ての援助をしたい人（援助会員）が互いに助け合う会員組織です。例えば、保護者（依頼会員）の依頼を受け、援助会員が、保護者に代わって小学校や児童館等へ児童を送迎したり、始業時間前または終業時間後に児童を預かったりするものです。依頼会員の要件は、０歳（生後 43 日以降）から小学校６年生以下の子どもを養育している市内在住の人です。 ファミリー・サポート・センター事業は、特定の依頼会員が多頻度で利用する年度と＿そうでない年度では延べ利用者数が大きく変動します。＿保育サービスの充実等により延べ利用者数が減少した時期もありましたが、近年は増加傾向にあります。一方、高齢化等による援助会員の退会が多くなっており、新たな援助会員を増やすための取組が必要	31	◆ 事業の概要と現状 保護者が仕事と育児を両立し、安心して働くことができる環境づくりのため、子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と、子育ての援助をしたい人（援助会員）が互いに助け合う会員組織です。例えば、保護者（依頼会員）の依頼を受け、援助会員が、保護者に代わって小学校や習い事等へ児童を送迎したり、始業時間前または終業時間後に児童を預かったりするものです。依頼会員の要件は、０歳（生後 43 日以降）から小学校６年生以下の子どもを養育している市内在住の人です。 ファミリー・サポート・センター事業は、特定の依頼会員が多頻度で利用する年度と、そうでない年度では利用者数が大きく変動します。他の保育サービスの充実等により利用者数が減少した時期もありましたが、近年は増加傾向にあります。一方、高齢化等による援助会員の退会が多くなっており、新たな援助会員を増やすための取組が必要です。	・ファミリー・サポート・センターの利用状況を見ると、小学校や習い事への送迎が多くを占めていたため、現状に合わせて修正しました。 ・その他、より適切な表現となるよう、字句の修正を行いました。

主な変更点一覧

頁	前回計画書（第３回会議時に配布したもの）	頁	今回修正版（今回の会議（第４回会議）で配布したもの）	変更理由
32	◆ 確保策 ● 過去５年間で最大 470 人日（令和４年度実績）の利用があり、現行の会員体制でもその数値分のサービスが提供可能であると考えられます。 ● そこで、470 人日を確保目標量として見込み量に見合うサービス量を確保していくものとします。	31	◆ 確保方策 ● 過去５年間で、最大で年間延べ 470 人（令和４年度実績）の利用があり、現行の会員体制でもその数値分のサービスが提供可能であると考えられます。 ● そこで、年間延べ 470 人を確保目標量として見込み量に見合うサービス量を確保していくものとします。	・文章中の「人日」表記が分かりにくいため、「年間延べ」の表記に修正しました。
（６）放課後児童健全育成事業		（６）放課後児童健全育成事業		
33	共働き・ひとり親家庭など、下校後に子どもの面倒を十分にみることができない家庭を対象に、家庭に代わって放課後の児童を預かる放課後児童クラブ(学童保育)を学校内の施設で行っています。 本市は、昭和 46 年というかなり早い時期から、地域の要望に応えて放課後児童クラブを実施しています。安全で充実した放課後を過ごせることを基本に、遊びや生活習慣の指導等、集団生活を通して子どもたちが健やかに育つよう活動しています。 本市では、国が平成 26 年７月に策定した「放課後子ども総合プラン」を踏まえて平成 27 年度に「岩倉市放課後子ども総合プラン基本方針」を策定しました。この基本方針を踏まえ、小学校の余裕教室の有効活用により岩倉東小学校と岩倉南小学校に、また、小学校敷地内における新設により五条川小学校、岩倉北小学校及び曽野小学校に、それぞれ放課後児童クラブを拡充・整備することによって、放課後児童クラブの需要拡大に対応してきました。 現在は、小学校１年生から６年生までを対象に、平日の下校時から午後７時まで事業を実施しているほか、土曜日や夏休み等の長期休業期間中などには、午前８時から午後６時までの時間帯（延長保育は午前７時 30 分から午後７時まで）で事業を実施しています。 また、夏休みについては、夏休み等の長期休暇期間中だけ放課後児童クラブを利用する児童が加わるために現状の施設では受け入れができないことから、児童館等他施設の利用等により平日の定員を上回る利用者数に対応しています。	32	◆ 事業の概要と現状 保護者の就労等により、下校後に子どもの面倒を十分にみることができない家庭を対象に、家庭に代わって放課後の児童を預かる放課後児童クラブ(学童保育)を学校内の施設で行っています。 本市は、昭和 46 年というかなり早い時期から、保護者の要望に応えて放課後児童クラブを実施しています。安全で充実した放課後を過ごせることを基本に、遊びや生活習慣の指導等、集団生活を通して子どもたちが健やかに育つよう活動しています。 本市では、国が平成 26 年７月に策定した「放課後子ども総合プラン」を踏まえて平成 27 年度に「岩倉市放課後子ども総合プラン基本方針」を策定しました。この基本方針を踏まえ、小学校の余裕教室の有効活用により岩倉東小学校と岩倉南小学校に、また、小学校敷地内における新設により五条川小学校、岩倉北小学校及び曽野小学校に、それぞれ放課後児童クラブを整備することによって、放課後児童クラブの需要拡大に対応してきました。 現在は、小学校１年生から６年生までを対象に、平日の下校時から午後７時まで放課後児童クラブを実施しているほか、土曜日や夏休み等の長期休業期間等には、午前８時から午後６時までの時間帯（延長保育は午前７時 30 分から午前８時まで、午後６時から午後７時まで）で実施しています。 また、夏休み等の長期休業期間については、その期間中だけ放課後児童クラブを利用する児童が加わるために現状の施設では受け入れができないことから、児童館等他施設の利用等により平日の定員を上回る利用者数に対応しています。	・放課後児童クラブの利用要件は、主に保護者の就労であり、ひとり親家庭であることをもってクラブを利用できるものではないため、表現を修正しました。 ・クラブの延長保育の時間帯は、午前７時 30 分から午前８時までと、午後６時から午後７時までですので、表現を修正しました。 ・児童館等他施設を利用するのは夏休みに限らないことから、表現を修正しました。 ・その他、より適切な表現となるよう、字句の修正を行いました。
33	◆ 実績 夏休み等（人）（通年＋夏休み）	32	◆ 実績 夏休み等（人）（通年＋長期休業期間）	・字句を修正しました。
34	◆ 量の見込み 夏休み等（人）（通年＋夏休み）	33	◆ 量の見込み 夏休み等（人）（通年＋長期休業期間）	・字句を修正しました。
34	◆ 確保策 ①平日の見込み量と確保方策	33	◆ 確保方策 ①平日（通年利用）の見込み量と確保方策	・字句を修正しました。
34	◆ 確保策 ②夏休み等の見込み量と確保方策 ● 定員は 500 人で、ニーズ量を大きく下回っています。 ● 夏休み等のニーズには対応できないため、近隣の児童館や小学校内の図書室等を臨時的に活用することによって、ニーズ量に見合うサービス量の確保に努めます。	33	◆ 確保方策 ②夏休み等の長期休業期間の見込み量と確保方策 ● ● 定員の 500 人は通年利用に対しての確保量であり、夏休み等の長期休業期間のニーズには対応できないため、児童館や小学校内の図書室等を臨時的に活用することによって、ニーズ量に見合うサービス量の確保に努めます。	・定員の 500 人は通年利用に対しての確保量であることを明記しました。 ・児童館を利用するのは夏休みに限らないことから、字句を修正しました。 ・北小の児童クラブの長期休業期間利用者は、一番近隣の第二児童館ではなく第一児童館（くすのきの家）でクラブを実施している

主な変更点一覧

頁	前回計画書（第３回会議時に配布したもの）	頁	今回修正版（今回の会議（第４回会議）で配布したもの）	変更理由
				ため、「近隣」を削除しました。
（７）放課後子ども教室		（７）放課後子ども教室		
35	運営は、１小学校あたり数名の指導員が行っており、定期的にコーディネーターも参加する打ち合わせ会を開催して、運営プログラム等の企画調整を行っています。	34	◆　事業の概要と現状 運営は、各小学校で数名の指導員が行っており、定期的にコーディネーターも参加する打ち合わせ会を開催して、運営プログラム等の企画調整を行っています。	・より適切な表現となるよう、字句の修正を行いました。
35	■　実績 １年生（人）　※２～６年生も同様	34	◆　実績 １年生（人日）　※２～６年生も同様	・正しい表記に修正しました。
35	■　量の見込みと確保目標量 利用児童数（人）　3,000　3,000　3,000　3,000　3,000 実施学校（箇所）　5　5　5　5　5 教室数（年）　300　300　300　300　300	34	◆　量の見込みと確保目標量 量の見込み（人日）　3,000　3,000　3,000　3,000　3,000 確保目標量（人日）　3,000　3,000　3,000　3,000　3,000	・量の見込みと確保目標量を、利用児童数のみとすることとしました。
35	◆　確保策 ● 現在、全小学校で土曜日に開催している放課後子ども教室について、引き続き５つの小学校全てで進めていきます。 ● 過去５年間で１教室当たりの利用者数が最も多かった 10 人（令和５年度実績）を基に、年間の利用児童数 3,000 人を確保目標量といて見込み、見込み量に見合うサービス量を確保していくものとします。	34	◆　確保方策 ● 現在、全小学校で土曜日に開催している放課後子ども教室について、引き続き５つの小学校すべてで進めていきます。なお、令和５年度までは一部の小学校でコンピュータ室を開放していましたが、今後は体育館と図書室のみの開放となるため、年間教室数は 300 教室となる見込みです。 ● 過去５年間で１教室当たりの利用者数が最も多かった 10 人（3,206 人/316 教室（令和５年度実績））を基に、利用児童数 3,000 人を確保目標量として見込み、見込み量に見合うサービス量を確保していくものとします。	・量の見込みと確保目標量の算出根拠となる、年間 300 教室・１教室当たり利用者 10 人の根拠を記載しました。
（８）子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業）		（８）子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業）		
36	岩倉市民プラザ内の子育て支援センターでは、子育て中の母親の育児交流と子どもたちの仲間づくりの場として、育児広場「にこにこフロアー」を開設しています。また、育児についての相談・指導、子育てサークルの育成・支援も行っています。 「にこにこフロアー」は、公立保育園１園においても月１回開催しており、このほか、生涯学習センターと多世代交流センターさくらの家の子どもルームや、児童館、地域交流センターも、親子の居場所の一つになっています。 新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数は大きく減少しましたが、現在は少しずつ利用者数が回復しつつあります。	35	◆　事業の概要と現状 岩倉市民プラザ内の子育て支援センターにおいて、子育て中の母親の育児交流と子どもたちの仲間づくりの場として、育児広場「にこにこフロアー」を開設しています。また、育児についての相談・指導、子育てサークルの育成・支援も行っています。 また、０歳から１歳前後の子とその保護者を対象に市内４つの公共施設で開催している「おでかけひよこ広場」や、１歳児とその保護者を対象に地域交流センターくすのきの家で開催している「おでかけこっこ広場」により、子育て支援センター以外でも地域の親子の交流を促進しています。 新型コロナウイルス感染症対策のための施設の利用制限の影響により、利用者数は大きく減少しましたが、現在は少しずつ利用者数が回復しつつあります。	・『「にこにこフロアー」は、公立保育園１園においても月 1 回開催しており』と記載していましたが、現在公立保育園では実施していませんでしたので、削除しました。また、生涯学習センターと多世代交流センターさくらの家の子どもルームや、児童館、地域交流センターは、親子の居場所ではありますが、子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業）ではありませんので、こちらも削除しました。 ・前回計画書で「にこにこフロアー」として記載していたものは、「おでかけひよこ広場」と「おでかけこっこ広場」でしたので、それらについての記載を追加しました。 ・その他、より適切な表現となるよう、字句の修正を行いました。
36	■　実績 にこにこフロアー（人日） 全体（人年）	35	◆　実績 おでかけひよこ広場・おでかけこっこ広場（人日） 全体（人日）	
36	◆　確保策 ● 子育て支援センターと公立保育園で開催している「にこにこフロアー」の利用者数のピークは 18,680 人日（令和元年度実績）であり、少なくてもこれだけの利用者を受け入れることが可能であると捉えることができます。	35	◆　確保方策 ● 利用者数のピークは年間延べ 18,680 人（令和元年度実績）であり、少なくともこれだけの利用者を受け入れることが可能であると捉えることができます。	・文章中の「人日」表記が分かりにくいため、「年間延べ」の表記に修正しました。 ・その他、より適切な表現となるよう、字句の修正を行いました。

主な変更点一覧

<table>
<tr><th>頁</th><th>前回計画書（第３回会議時に配布したもの）</th><th>頁</th><th>今回修正版（今回の会議（第４回会議）で配布したもの）</th><th>変更理由</th></tr>
<tr><td></td><td>● そこで、近年利用者が減少していることもあり、直近の15,900人日を確保目標量として掲げて、引き続き子育て支援事業を実施することによって、ニーズ量に見合うサービス量を確保していくものとします。</td><td></td><td>● そこで、近年利用者が減少していることもあり、直近の延べ利用者数である 15,900 人を確保目標量として掲げて、引き続き子育て支援事業を実施することによって、ニーズ量に見合うサービス量を確保していくものとします。</td><td></td></tr>
<tr><td>（９）利用者支援事業</td><td></td><td>（９）利用者支援事業</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>37</td><td>利用者支援事業は、子どもとその保護者、または妊婦等の身近な場所で、教育・保育・保健施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
令和６年度からはこども家庭センターを設置し、母子保健と児童福祉が連携・協働し、すべての妊産婦、子育て家庭、こどもを対象として、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援や虐待への予防的な対応などの相談支援を行います。
子育て支援センターでは、利用者支援員を配置し、子育てに関する情報提供や相談・助言、関係機関との連携を図るとともに、育児相談窓口を常設して、面接や電話による相談を行っています。
また、保健センターでは、生まれる前からの「い～わ子育て応援事業」として、全ての妊婦に妊娠届出時の面接相談や電話相談支援、妊婦メール相談を実施するとともに、必要に応じ継続的な支援を行っています。出産後は、全ての産婦に電話相談支援及び新生児・乳児の訪問による支援を行っています。
こども家庭課では、特定妊婦・要支援児童・要保護児童等への支援や子ども家庭支援全般に係る業務を行っています。</td><td>36</td><td>◆ 事業の概要と現状
本事業は、子どもとその保護者、または妊婦等の身近な場所で、教育・保育・保健施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施するものです。
令和６年度からはこども家庭センターを設置し、母子保健と児童福祉が連携・協働し、すべての妊産婦、子育て家庭、子どもを対象として、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援や虐待への予防的な対応等の相談支援を行っています。
子育て支援センターでは、利用者支援員を配置し、子育てに関する情報提供や相談・助言、関係機関との連携を図るとともに、育児相談窓口を常設して、面接や電話による相談を行っています。
保健センターでは、生まれる前からの「い～わ子育て応援事業」として、すべての妊婦に妊娠届出時の面接相談や電話相談を実施するとともに、必要に応じ継続的な支援を行っています。出産後は、すべての産婦に電話相談及び新生児・乳児の訪問による支援を行っています。また、特定妊婦への支援も、保健センターで行っています。
こども家庭課では、要支援児童・要保護児童等への支援や子ども家庭支援全般に係る支援を行っています。
≪基本型≫
子どもとその保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で当事者目線の寄り添い型の支援を行う事業です。
≪地域子育て相談機関≫
相談の敷居が低く、物理的にも近距離にあり、能動的な状況確認等による「子育て世帯と継続につながるための工夫」を行う相談機関です。妊産婦、子育て世帯、子どもが気軽に相談できる、子育て世帯の身近な相談機関として設置します。
≪こども家庭センター型≫
母子保健と児童福祉が連携・協働して、すべての妊産婦、子育て家庭、子どもを対象として、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援や虐待への予防的な対応等の相談支援を行う事業です。</td><td>・保健センターにおける妊婦メール相談は、全ての妊婦に実施しているものではなく（市から個別にメールを送っているわけではなく）、メールで相談したい妊婦さんが個々に利用できるものであるため、「すべての妊婦に～」から始まる文章からは削除することとしました。
・特定妊婦（出産前に特に支援が必要と認められる妊婦）については、こども家庭課ではなく保健センターで支援を行っているため、記載箇所を修正しました。
・その他、字句の修正を行いました。</td></tr>
<tr><td>37</td><td>■ 実績
<table><tr><td>施設数(箇所)</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr></table></td><td>37</td><td>◆ 実績
<table><tr><td>基本型(箇所)</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>母子保健型(箇所)</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr></table>※令和６年度から、母子保健型はこども家庭センター型に変更になりました。</td><td>・現時点で基本型１か所、子ども家庭センター型１か所で実施しているため、実績を修正しました。また、子ども家庭センター型は令和５年度までは母子保健型だったので、その旨を加えました。</td></tr>
</table>

主な変更点一覧

頁	前回計画書（第３回会議時に配布したもの）	頁	今回修正版（今回の会議（第４回会議）で配布したもの）	変更理由
（10）赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）		（10）赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）		
38	◆ 確保策 ● 現行の提供体制により、今後の量の見込みを確保できる予定です。全ての家庭を対象に赤ちゃん訪問員が訪問し__、子育て支援に関する情報提供や相談に応じていきます。	38	◆ 確保方策 ● 現行の提供体制により、今後の量の見込みを確保できる予定です。すべての家庭を対象に赤ちゃん訪問員が訪問し、悩みの相談に応じたり、子育て支援に関する情報提供を行ったりしていきます。	・より適切な表現となるよう、字句の修正を行いました。
（11）養育支援訪問事業		（11）養育支援訪問事業		
38	__ __赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業等）により把握した養育支援が特に必要であると判断した家庭における適切な養育の実施を確保するために、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する相談、支援等を行う事業です。	39	◆ 事業の概要と現状 本事業は、赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）等により把握した養育支援が特に必要であると判断した家庭における適切な養育の実施を確保するために、保健師、助産師、保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する相談や支援を行うものです。	・「等」の位置を正しく修正しました。 ・より適切な表現となるよう、字句の修正を行いました。
（12）子育て世帯訪問支援事業__		（12）子育て世帯訪問支援事業☆		・新規項目であることを明確にするために「☆」を追加しました。
39	◆ 確保策 ● 過去５年間で最大 69 人日（令和元年度実績）の利用があり、現行の体制でもその数値分のサービスが提供可能であると考えられます。 ● そこで、69 人日を確保目標量とし、訪問支援員が家事・子育て等の支援を実施することにより、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐよう対応していきます。	39	◆ 確保方策 ● 過去５年間で年間延べ 69 人（令和元年度実績）の利用があり、現行の体制でもその数値分のサービスが提供可能であると考えられます。 ● そこで、年間延べ 69 人を確保目標量とし、訪問支援員が家事・子育て等の支援を実施することにより、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐよう対応していきます。	・文章中の「人日」表記が分かりにくいため、「年間延べ」の表記に修正しました。
（13）児童育成支援拠点事業__		（13）児童育成支援拠点事業☆		・新規項目であることを明確にするために「☆」を追加しました。
	◆ 確保策 ● __		◆ 確保方策 ● 事業の利用が望ましい児童の数（令和５年度：33 人）からニーズ量を見込みます。	・量の見込みの根拠となる記載を追加しました。
（14）親子関係形成支援事業__		（14）親子関係形成支援事業☆		・新規項目であることを明確にするために「☆」を追加しました。
	◆ 確保策 ● __		◆ 確保方策 ● 事業の利用が望ましい世帯の数（令和５年度：19 世帯）からニーズ量を見込みます。	・量の見込みの根拠となる記載を追加しました。
（15）子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）		（15）子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）		
41	__ 子育て短期支援事業のショートステイは、保護者の疾病や仕事等により、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難な場合や、経済的な理由により緊急一時的に母子を保護する必要がある場合に、７日以内を原則として、児童養護施設などにおいてその子どもの養育・保護を行う事業です。また、トワイライトステイは、共働きや残業などで帰宅が遅く家庭における子どもの養育が一時的に困難となった時に、おおむね６月以内の間、児童養護施設などにおいて夜間に子どもを預かる事業です。 どちらの事業も市内では実施していません。また、利用実績もありませんが、必要になった時は市外の児童養護施設などで対応していくことになっています。	41	● 事業の概要と現状 __ショートステイは、保護者の疾病や仕事等により、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難な場合や、経済的な理由により緊急一時的に母子を保護する必要がある場合等に、７日以内を原則として、児童養護施設等においてその子どもの養育・保護を行う事業です。また、トワイライトステイは、共働きや残業等で帰宅が遅く家庭における子どもの養育が一時的に困難となった時に、おおむね６月以内の間、児童養護施設等において夜間に子どもを預かる事業です。 どちらの事業も市内では実施していません。また、利用実績もありませんが、必要になった時は市外の児童養護施設等で対応していくことになっています。	・より適切な表現となるよう、字句の修正を行いました。

主な変更点一覧

<table>
<tr><th>頁</th><th>前回計画書（第３回会議時に配布したもの）</th><th>頁</th><th>今回修正版（今回の会議（第４回会議）で配布したもの）</th><th>変更理由</th></tr>
<tr><td>41</td><td>■　量の見込みと確保目標量</td><td>41</td><td>●　量の見込みと確保目標量（ショートステイ）</td><td>・量の見込みと確保目標量がショートステイについてのみのため、「(ショートステイ)」を追加しました。</td></tr>
<tr><td>41</td><td>●　確保策
●　これまでの利用実績はありませんが、令和７年度から委託先を３箇所増やし、利用が必要な人が利用できるよう対応していきます。</td><td>41</td><td>●　確保方策
●　ショートステイについては、これまでの利用実績はありませんが、令和７年度から委託先を３箇所増やし、利用が必要な人が利用できるよう対応していきます。
●　トワイライトステイについては、事業の目的を踏まえ、事業の利用が必要な人が利用できるよう対応していきます。</td><td>・トワイライトステイの確保策についての記載がなかったため、追加しました。</td></tr>
<tr><td colspan="2">（16）妊婦健康診査</td><td colspan="2">（16）妊婦健康診査</td><td></td></tr>
<tr><td>42</td><td>■　実績
利用者数(人日) 469 432 440 417 399
うち多胎件数(人日) 3 6 7 7 4</td><td>42</td><td>◆　実績
利用者数(人) 469 432 440 417 399
うち多胎件数(人) 3 6 7 7 4
延べ利用者数(人日) 5,547 5,454 5,154 5,043 4,784</td><td>・第２期子ども・子育て支援事業計画に合わせて、延べ利用者数を記載することとしました。</td></tr>
<tr><td>42</td><td>■　量の見込みと確保目標量
量の見込み(人日) 400 402 401 400 400
うち多胎妊婦(人日) 5 5 5 5 5</td><td>42</td><td>◆　量の見込みと確保目標量
量の見込み(人)① 400 402 401 400 400
うち多胎妊婦(人)② 5 5 5 5 5
確保目標量(人日)((①－②)×14 回)＋(②×19 回) 5,625 5,653 5,639 5,625 5,625</td><td>・第２期子ども・子育て支援事業計画に合わせて、延べ利用者数を確保目標量として記載することとしました。</td></tr>
<tr><td></td><td>◆　確保方策
●　現行の提供体制により、今後の量の見込みを確保できる予定であり、すべての対象者に対して健康診査の受診を促進していきます。
・実施場所　医療機関等委託による妊婦健康診査
・その他　　委託医療機関等以外の受診は、扶助費で対応</td><td></td><td>◆　確保方策
●　現行の提供体制により、今後の量の見込みを確保できる予定であり、すべての対象者に対して健康診査の受診を促進していきます。
・実施場所　妊婦健康診査の委託医療機関等
・その他　　委託医療機関等以外の受診は、償還払いで対応</td><td>・より適切な表現となるよう、字句の修正を行いました。</td></tr>
<tr><td colspan="2">（17）妊婦等包括相談支援事業</td><td colspan="2">（17）妊婦等包括相談支援事業☆</td><td>・新規項目であることを明確にするために「☆」を追加しました。</td></tr>
<tr><td>43</td><td>妊婦のための支援給付（出産・子育て応援金）に合わせて、伴走型相談支援として、妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、妊娠・出産や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行います。</td><td>43</td><td>◆　事業の概要と現状
妊婦のための支援給付（妊婦支援給付金）に合わせて、伴走型相談支援として、妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、妊娠・出産や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行います。</td><td>・給付金の名称が変わるため、修正を行いました。</td></tr>
<tr><td>43</td><td>◆　確保策
●　０歳児の推計人口から多胎妊娠推計件数を差し引いた数を対象者数とし、１組当たりの面談回数を３回として面談回数を見込みます。
●　現行の提供体制により、今後の量の見込みを確保できる予定です。保健センターの保健師等が、全ての対象者に対し、伴走型相談支援を実施していきます。</td><td>43</td><td>◆　確保方策
●　０歳児の推計人口から多胎妊娠推計件数を差し引いた数を対象者数とし、１組（妊婦及びその配偶者等）当たりの面談等相談支援回数を３回として、相談支援回数を見込みます。
●　現行の提供体制により、今後の量の見込みを確保できる予定です。保健センターの保健師等が、すべての対象者に対し、伴走型相談支援を実施していきます。</td><td>・より適切な表現となるよう、字句の修正を行いました。</td></tr>
</table>

主な変更点一覧

頁	前回計画書（第３回会議時に配布したもの）	頁	今回修正版（今回の会議（第４回会議）で配布したもの）	変更理由
（18）産後ケア事業__		（18）産後ケア事業☆		・新規項目として明確にするために「☆」を追加しました。
43	■　実績 延べ利用者数(人日) 延べ利用日数(人)	44	◆　実績 延べ利用者数(人) 延べ利用日数(人日)	・正しい表記に修正しました。
43	◆　確保策 ● 委託医療機関等の確保に加えて、里帰り先の医療機関等での産後ケア事業の利用に対し助成を行います。 ● ● 現行の提供体制により、今後の量の見込みを確保できる予定です。	44	◆　確保方策 ● 委託医療機関等の確保に加えて、里帰り先の医療機関等での産後ケア事業の利用に対しても助成を行えるよう、検討していきます。 ● 事業の利用が必要な人が利用できるよう対応していきます。	・里帰り先での事業利用に対する助成については、現時点で実施が決まっていないため、表現を修正しました。 ・今後の利用者の推移によっては、現行の提供体制では不足する恐れがありますので、必要な人全員に提供する旨の表記に修正しました。
（19）実費徴収に係る補足給付事業		（19）実費徴収に係る補足給付事業		
44	__ なお、本市では、__国の基準である副食費部分に加えて、独自に主食費部分に対しても補助しています。	45	◆　事業の概要と現状 なお、本市では、令和６年度から、国の基準である副食費部分に加えて、独自に主食費部分に対しても補助しています。	・市の独自事業の実施年度を記載することとしました。
44	◆　確保策 ● 令和４年度の実績である 53 人を__見込み、実費負担分を援助していくものとします。	45	◆　確保方策 ● 令和４年度の実績である 53 人を確保目標量として見込み、実費負担分を援助していくものとします。	・字句の修正を行いました。
５　幼児期の教育・保育の一体的な提供及び推進に関する体制確保		５　幼児期の教育・保育の一体的な提供及び推進に関する体制確保		
全般	__	全般	◆確保方策	・他に合わせて、見出しとして「◆確保方策」を追加しました。
45	__	46	◆　事業の概要と現状 本市では、平成 23 年度に「就学前児童の幼稚園と保育園のあり方基本方針」を策定し、３歳未満児の待機児童の解消や、幼児教育の持続性の確保、さらには、次代を担う子どもの心豊かでたくましい育ちの実現を図るため、岩倉型の幼保連携を進め、幼稚園教諭と保育士の合同研修を実施する等公立と私立が一体的で質の高い幼児期の教育・保育の提供を進めてきました。 また、岩倉型の幼保連携の一環として、民間経営による認定こども園の開設を促進し、平成 27 年４月から３つの認定こども園が開園されています。	・他に合わせて、「◆事業の概要と現状」を追加しました。記載内容は、前回計画書の「（１）認定こども園の普及」の上２つの段落と同様です。
（１）認定こども園の普及		（１）認定こども園の普及		
45	__ 本市では、平成 23 年度に「就学前児童の幼稚園と保育園のあり方基本方針」を策定し、３歳未満児の待機児童の解消や、幼児教育の持続性の確保、さらには、次代を担う子どもの心豊かでたくましい育ちの実現を図るため、岩倉型の幼保連携を進め、幼稚園教諭と保育士の合同研修を実施する等公立と私立の施設が一体的で質の高い幼児期の教育・保育の提供を進めてきました。 また、岩倉型の幼保連携の一環として、民間経営による認定こども園の開設を促進し、平成 27 年３月までに計３園が開園されるに至っています。	46	◆　確保方策 __	・もともとの記載のうち、上の２つの段落を「◆事業の概要と現状」に移しました。 ・タイトルや内容に合わせて、幼稚園→保育園の並びに変更しました。

主な変更点一覧

頁	前回計画書（第３回会議時に配布したもの）	頁	今回修正版（今回の会議（第４回会議）で配布したもの）	変更理由
	幼児期にある子どものいる保護者をはじめとした市民に対して、認定こども園としての質の高い幼児期の教育・保育の一体的な提供、地域の子育て支援の役割や、保育園や幼稚園との違い等について、広報紙や利用者支援事業等を通じて十分に周知していくよう努めます。		幼児期にある子どものいる保護者をはじめとした市民に対して、認定こども園としての質の高い幼児期の教育・保育の一体的な提供、地域の子育て支援の役割や、幼稚園や保育園との違い等について、広報紙や利用者支援事業等を通じて十分に周知していくよう努めます。	
（２）認定こども園・幼稚園・保育所の連携		（２）認定こども園・幼稚園・保育園の連携		・内容に合わせて、「保育所」を「保育園」に修正しました。
45	― 岩倉型の幼保連携と公立と私立のベストバランスによる質の高い幼児期の教育・保育の提供を実現するため、引き続き、幼稚園教諭と保育士の合同研修や、利用者支援事業の合同会議等での情報共有、保育園と幼稚園・認定こども園の園児交流等の充実に努めます。	46	◆　確保方策 岩倉型の幼保連携と公立と私立のベストバランスによる質の高い幼児期の教育・保育の提供を実現するため、引き続き、幼稚園教諭と保育士の合同研修や、利用者支援事業の合同会議等での情報共有、認定こども園・幼稚園・保育園の園児交流等の充実に努めます。	・タイトルや内容に合わせて、認定こども園→幼稚園→保育園の並びに変更しました。
（３）岩倉型幼保小連携の推進（認定こども園・幼稚園・保育所と小学校等との円滑な接続の推進）		（３）岩倉型幼保小連携の推進（認定こども園・幼稚園・保育園と小学校等との円滑な接続の推進）		・内容に合わせて、「保育所」を「保育園」に修正しました。
45	― 園児と小学校児童との交流活動、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等と小学校教師との合同研修会や研究会の開催、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等による小学校の授業参観、小学校教師による教育・保育施設の保育参観、接続を意識したカリキュラムの作成等、保育園・幼稚園・認定こども園と小学校との交流・連携に努めます。	46	◆　確保方策 園児と小学校児童との交流活動、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等と小学校教師との合同研修会や研究会の開催、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等による小学校の授業参観、小学校教師による教育・保育施設の保育参観、接続を意識したカリキュラムの作成等、認定こども園・幼稚園・保育園と小学校との交流・連携に努めます。	・タイトルや内容に合わせて、認定こども園→幼稚園→保育園の並びに変更しました。
６　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保		６　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保		
46	― 令和元年 10 月から実施された幼児教育・保育の無償化にあたり、認定こども園（教育部）で預かり保育を利用する人、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園を利用する人、保育の必要性があって認可外保育施設等を利用する人は、無償化にあたって、施設等利用給付認定を受ける必要があります。 ― 保護者にとってのわかりやすさや利便性を考慮しつつ、各利用施設の協力のもと申請書類の取りまとめを依頼するものとします。また、過誤請求・支払いの防止に努めつつ、施設等利用給付の公正かつ適正な支給を行います。 給付申請手続きにおいては、預かり保育利用者や幼稚園利用者に係る子育てのための施設等利用給付の給付申請は、当該利用者が主に利用している施設に取りまとめを依頼することで利用者の利便性向上を図ります。また、過誤請求・支払いの防止に努めつつ、施設等利用給付の公正かつ適正な支給を行います。 その他の認可外保育施設等に係る子育てのための施設等利用給付申請については、各施設の状況や申請の実態を踏まえ、検討することとします。	47	◆　事業の概要と現状 令和元年 10 月から実施された幼児教育・保育の無償化にあたり、認定こども園（教育）で預かり保育を利用する人、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園を利用する人、保育の必要性があって認可外保育施設等を利用する人は、無償化にあたって、施設等利用給付認定を受ける必要があります。 ◆　確保方策 保護者にとってのわかりやすさや利便性を考慮しつつ、各利用施設の協力のもと申請書類の取りまとめを依頼するものとします。また、過誤請求・過誤払いの防止に努めつつ、施設等利用給付の公正かつ適正な支給を行います。 給付申請手続きにおいては、預かり保育利用者や幼稚園利用者に係る子育てのための施設等利用給付の給付申請は、当該利用者が主に利用している施設に取りまとめを依頼することで利用者の利便性向上を図ります。また、過誤請求・支払いの防止に努めつつ、施設等利用費の公正かつ適正な給付を行います。 その他の認可外保育施設等に係る子育てのための施設等利用給付申請については、各施設の状況や申請の実態を踏まえ、検討することとします。	・他に合わせて、見出しとして「◆事業の概要と現状」「◆確保策」を追加しました。 ・その他、より適切な表現となるよう、字句の修正を行いました。

主な変更点一覧

頁	前回計画書（第３回会議時に配布したもの）	頁	今回修正版（今回の会議（第４回会議）で配布したもの）	変更理由
第５章　計画の推進にあたって		第５章　計画の推進にあたって		
１　計画の推進体制		１　計画の推進体制		
47	本計画の推進にあたっては、できるかぎり子ども自身の意見を聴き、参画を促します。 また、庁内関係各課と連携して、計画的に、分野横断的な施策に取り組みます。さらに、子どもに関する事業者、学校、企業、市民、専門家等と連携して、幅広く意見を取り入れながら取組を広げていきます。 計画の推進にあたっては、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応しながら、新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。	47	本計画の推進にあたっては、できるかぎり子ども自身の意見を聞き、参画を促します。 また、庁内関係各課と連携して、計画的に、分野横断的な施策に取り組みます。さらに、子どもに関する事業者、学校、企業、市民、専門家等と連携して、幅広く意見を取り入れながら取組を広げていきます。 計画の推進にあたっては、社会情勢の急速な変化に柔軟に対応しながら、新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。	・より適切な表現となるよう、字句の修正を行いました。
２　計画の進行管理		２　計画の進行管理		
47	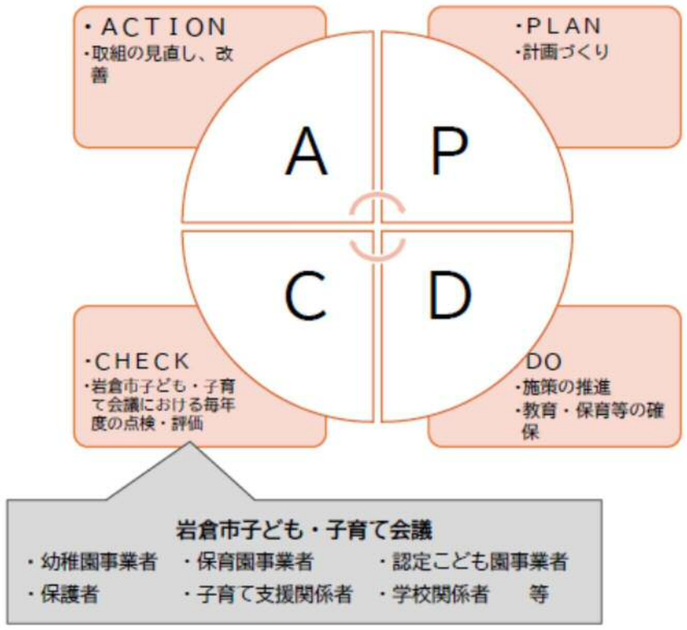	47	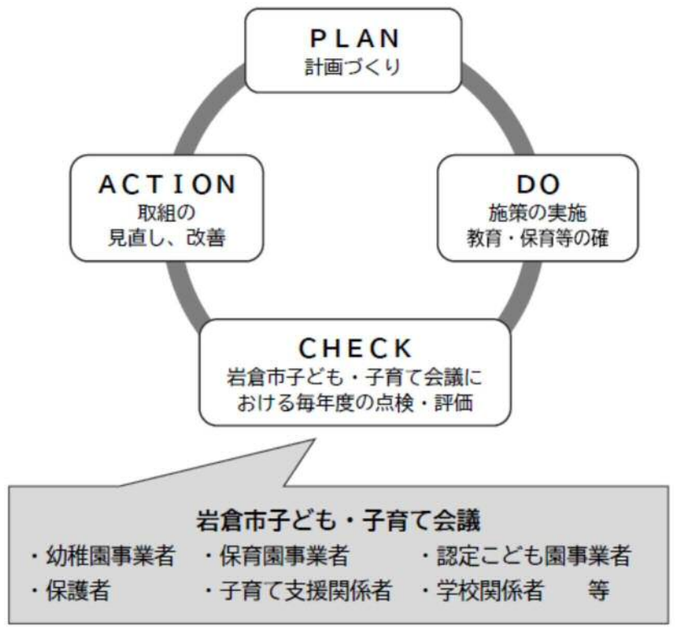	・ＰＤＣＡサイクルの図表を、現計画のものに合わせました。

主な変更点一覧

●その他ご意見・ご提案シートでいただいた意見等

頁	意見の要旨	市の考え方
6	基本目標が文章ばかりでわかりにくい。Ｐ６、Ｐ７を大きく使い、岩倉市子ども行動計画で記載した「こどもの権利」の時のように、図と文字で書いて記載できないか。	基本目標が分かりやすくなるよう、それぞれを囲う形に修正しました。（Ｐ５，６）
第４章	基本目標の何番の何に該当するか記載してあり、どの事業が何に該当するかわかりやすい。しかし、一部の事業名が長いページは、事業名・基本目標・説明文の間があまりなく読みにくい印象を受ける。基本目標を記載箇所を、右上ではなく右下に記載して、事業名や説明文を見やすくするのはどうか？	どの基本目標に該当するかを明示した表を、それぞれの事業の最下部に記載しました。
30	こども誰でも通園制度について、この資料を読んだだけでは、どういう制度なのか分からない部分が多かったので、もう少し詳しく記載があっても良いと思う。 例えば、この制度の必要性や、モデル事業をやる自治体はどこなのか、など。	こども誰でも通園制度の概要に、事業の詳細を追加しました。 モデル事業を実施している自治体については、口頭でご説明させていただきます。
	全体的に、文章が多く、読み込むのに時間を取られてしまうなと感じた。読み手は育児をしている方々なので、図や絵など使用していくと解りやすいのでは。個人的には、「岩倉市子ども行動計画」の時のようなまとめ方が読みやすく、理解しやすいなと感じる。	「岩倉市子ども行動計画」のような、図や写真、トピックスを追加するかについては、パブリックコメント後の製本作業の際に検討いたします。 なお、計画書とは別に、普及啓発用のパンフレットのようなものも作る予定です。そちらには、分かりやすくイラストや写真を多用し、育児をしている方にも読んでいただけるような構成にする予定です。